

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成28年 2 月24日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中

589	431
705	529
1,058	684
1,212	812
1,413	994

を

「

643	465
788	576
1,181	746
1,389	903
1,620	1,104

に改める。

」

別表第2 2備考以外の部分を次のように改める。

面積 経過年数 構造	55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
5年以上 10年未満	円 37	円 36	円 46	円 45	円 52	円 51	円 62	円 60	円 78	円 76
10年以上 15年未満	59	88	110	121	83	118	159	185	235	237
15年以上 20年未満	155	153	193	201	226	223	277	293	375	372

木造	20年以上 25年未満	212	227	298	301	313	328	422	435	582	567
	25年以上 30年未満	264	275	353	354	390	399	527	535	685	666
	30年以上	323	287	413	394	414	471	616	620	800	774
鉄筋 コン クリ ート 造	5年以上 10年未満	18	18	23	23	25	25	30	30	38	39
	10年以上 15年未満	33	33	40	40	45	45	54	54	69	69
	15年以上 20年未満	99	99	123	123	144	144	177	177	218	218
	20年以上 25年未満	127	127	157	157	184	184	226	226	277	277
	25年以上 30年未満	151	151	188	188	221	221	272	271	333	333
	30年以上 35年未満	176	176	218	218	256	256	315	314	385	385
	35年以上 40年未満	198	198	245	245	289	289	356	356	435	435
	40年以上 45年未満	219	219	272	272	321	321	396	396	483	484
	45年以上 50年未満	240	240	297	297	351	351	433	433	528	528
	50年以上	249	249	309	309	365	365	450	449	549	549

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に公舎の貸与を受けている者で次の表の左欄に掲げるものに係る当該公舎の使用料（以下「使用料」という。）の額は、この訓令による改正後の京都市公舎管理規程（以下「改正後の規程」という。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

改正後の規程第3条の規定により算定した使用料の額	
--------------------------	--

<p>(以下「新使用料額」という。)が平成28年3月分の使用料の額(以下「旧使用料額」という。)に10分の12を乗じて得た額を超える者(平成26年4月30日までに入舎した者に限る。)</p>	<p>旧使用料額に10分の12を乗じて得た額</p>
<p>旧使用料額が新使用料額を超える者</p>	<p>旧使用料額</p>

(行財政局資産活用推進室)